

問 タブレットの利用状況と今後の更新時期の考え方は。

答 令和4年度はとにかく使ってみるということを大切に、今年度は学力の向上、授業の質を向上させるなどの目的に向かって、個別最適化学習や協働的な学びなど教職員一丸となって取り組んできた。更新時期については県教育委員会などでも課題になっている。

問 不納欠損額を住民1人当たりに換算した場合、管内市町村においては養老町が突出して多いという結果になるが、その要因などをどう考えているか。

答 令和元年度から、新たに滞納者や滞納額を増やさないために現年度課税分から優先して徴収するようにした結果、現年度課税滞納額は減少している。町税は重要な財源であり、滞納者の実態に合わせて徴収を行っていくことが大事であると考えているが、悪質な滞納者に対しては財産調査や差し押え等も行つたなど、粛々と滞納がなくなるよう努力させていきたい。

問 60歳未満の住民税非課税世帯数が約18%であるが、これに対する分析と対応策を検討しているか。

答 新型コロナウイルス感染症や物価高、燃料高騰などの影響による失業や営業不振などから収入が減少していることが要因と考えられる。収入減に伴い滞納につながるケースもある中で、生活状況を把握し実態に合わせた納付計画を立案することで納税を促していきたい。

特別会計

問 本町ではふるさと納税寄附金の具体的な使い道の公表がされていないが、今後の考え方は。

答 本町ではふるさと納税寄附金の具体的な使い道の公表がされていないが、今後の考え方は、差押えの実績は8件で、換価金額は218万441円。内訳は、国税還付金1件100円、給与・年金3件145万852円、預貯金3件25万3675円、交付要求による配当1件47万5814円。時効中断している滞納分は、今後、順次時効を迎えることが予想される。今後も、財産や預貯金の調査等を行い、差し押えできるものがあれば実施をするなどして対応していく。

問 令和4年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

答 国保加入者数が全人口の約21%、約5700人である現状で、不納欠損が2400万円あることについては、税の不正感を感じるので、滞納に対する対応をしっかりと実施していただきたい。

問 療養諸費及び高額療養費にて多額の不要額が発生した要因は。

答 国保加入世帯が3656世帯で、平均所得は1世帯169万3252円。うち、所得割が発生していない世帯が約1000世帯ほどあり、その分が平均所得を引下げているものと考えられる。被保険者が高齢化しており、収入が年金のみで非課税となっていることが要因と考えられる。コロナ感染症に関する減免は、相談、申請、許可件数ともに4件。

問 令和4年度の差し押さえ件数と不納欠損・滞納額それぞれの最高額は。

答 差し押さえ等の件数は23件で354万990円。内訳として国税還付金7件・給与・年金5件・預貯金10件・交付要求による配当1件。不納欠損の最高額は239万8100円、滞納の最高額は1988万7202円。

要望 納税は国民の義務であり税の公平公正は町民も望んでいる。滞納者の実態に合わせた徴収について努力いただきたい。

問 令和4年度において養老町民がふるさと納税を行ったことに伴う住民税減収額は。

答 住民税控除額3856万8998円。

問 加入世帯数と人数は。また、差押えの件数と金額、その内訳は。さらに、誓約書により時効が中断している滞納分、5500万円の今後の対応は。

答 令和4年度末現在で、世帯数3610世帯、被保険者数5697名。令和4年度の

問 国保加入者の平均所得と所得割の課税状況は。また、令和4年度におけるコロナ減免の実績は。

答 実績3年分の実績に基づき予算計上していたが、新型コロナウイルス感染症などの受診控えにより、給付費が減少したなど、予想よりも給付費が伸びず、不用額が生じたもの。

問 滞納のある外国人加入者が出国した場合の対策は。

答 外国人加入者に対してでも滞納となった時点で実態調査や財産調査などを行い、預貯金等があれば差押えを行っている。出国者に対しては年金脱退一時金の調査を21件実施したが、支払い済み8件、該当なし13件で換価に至らなかった。出国後に滞納として残らないよう、滞納となった時点で早期の納税勧奨や事業所へ働きかけるなどの取組を徹底的に実施していきたい。

令和4年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

問 被保険者数と介護認定者数、その内訳は。

答 被保険者数9469名。認定者数は、要支援認定者が447名、要介護認定者が1175名、合計1622名。

問 今後、加入者が増え続け、介護保険料の値上げは避けられず、厳しい運営が想定されるが、今後の運営の在り方をどう考えているか。

答 今年度は、第9期養老町介護保険事業計画の策定に伴い、3年に1度の保険料見直しの時期となるが、サービス使用量や被保険者数の増加が見込まれるため、介護保険料の基準額が増加することが想定されている。給付費を抑制する施策についても、計

画に盛り込んでいきたいと考えている。

問 介護人材の確保と基盤整備を目的として小・中学校にて福祉関連講座を開催する施策が講じられたが、その実績は。

答 各小学校で5・6年生どちらかを対象として、認知症サポート小・中学生養成講習会を1回の計7回、東部中学校で1回の合計8回実施した。第9期計画にも同様の講座を盛り込み、多くの方の認知症の理解を深めサポートができるよう周知に努めていきたい。

要望

介護人材を若い世代が担っていくことは離職率から見ても困難な部分はあると思うが、この講座を通して、若い時期に一つの職業として考えるきっかけになると考えられるので、今後もこのような事業を展開していただきたい。

令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

問 徴収方法の4分の1が普通徴収である理由は。

答 年金からの特別徴収はまず介護保険料を徴収し、その後、後期高齢者保険料を徴収する際に、年金額が2分の1以上残らないと特別徴収ができないため、年金額が少ない方や保険料が高額な方などが普通徴収となる。

令和4年度養老町公共下水道事業決算認定

問 下水道の接続率と今後の啓発は。

答 接続率は令和5年3月末時点で69・7%。毎年、未接続世帯へ訪問しお願いをしている。

問 上水道料金に滞納があれば下水道使用料も滞納となるケースが考えられるが、滞納通知書の発行、及び誓約書はどのように対応しているか。

答 納付がない場合は納付期限後20日で督促状を発送している。督促後でも納付の確認ができない場合は、未納通知を発送し、その後給水停止通知を発送している。それでも納付が確認できない場合や連絡がつかない場合には、給水停止措置を行っている。

問 下水道使用料改定の考え方は。

答 下水道事業としても電気料金の高騰などにより経営は苦しくなっているが、料金は上げない方向で進めている。